

## 別居親族による訪問介護サービスの提供に係る取り扱いについて

制定 平成16年 4月 1日

改正 平成17年 7月11日

改正 令和 6年11月 8日

改正 令和 7年 3月 4日

### 1 取り扱い方針

加古川市において、別居親族による訪問介護サービス（以下「別居型サービス」という。）を提供する場合、サービス提供事業者は、下記の要件等及び手順を遵守し、市に対して事前協議を行わなければならない。

※市が定める誓約書（様式第1号）を市に提出することで、事前協議を行ったものとみなす。

### 2 別居型サービスの提供に係る要件等

#### (1) 要件

認知症等の症状を有する利用者に対して、別居型サービスの提供が当面の間必要とする、やむを得ない理由があること。

#### (2) 親族の範囲

4親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。

#### (3) 提供期間

別居型サービスを提供する際は、あらかじめ提供期間を定めること。また、事業所は、提供期間内に別居親族以外の訪問介護員等の派遣に向けて、調整を図ること。

※提供期間を経過しても別居親族以外の派遣が困難な場合については、次に示す別居型サービスの提供手順を再度実行し、提供期間の再設定をすること。

### 3 別居型サービスの提供手順

(1) サービス担当者会議において別居型サービスの必要性を協議する。

(2) 主治医等に親族でないと対応できないという客観的な意見の確認を行う。

(3) 訪問介護計画書に別居型サービスの必要性及び提供期間（別居親族が訪問介護サービスを提供する期間）を明記する。

(4) (1)～(3)の内容を記録し、保存しておく。

(5) 市が定める誓約書（様式第1号）に(2)の内容を記録した書類の写しを市に提出する。

(6) サービス提供開始。

※必ずケアマネジャーと連携して行うこと。

### 4 その他

サービス提供事業者は、市から別居型サービスの提供に関する記録、書類等の提出を求められた場合、速やかに応じること。